

# 告 示

## 埼玉県告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、令和二年埼玉県告示第千四百五号で告示した越谷都市計画公園事業（越谷市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和八年一月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 事業施行期間

平成二十六年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

### 二 変更に係る事業地

#### イ 収用の部分

令和二年埼玉県告示第千四百五号の事業地のうち

字東田地内の全部を削る

#### ロ 使用の部分

変更なし